

## 青森県規則第三十一号

青森県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則（昭和二十七年八月青森県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第一条中「青森県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例」を「青森県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例」に、「種別割の徴収」を「徴収」に改める。

第四条中及び第七条第一項「の種別割」を削る。

第四号様式中

「自動車税(種別割)  
Automobile Tax(Category Base)」

を

「自動車税  
Automobile Tax」

に、「(種別割)を」を「を」に、「(種別割)に」を「に」に改め、「(category base)」を削る。

第六号様式中「(Category Base)」を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。